

業界をディスラプション(崩壊)させる企業

(株)葵経営コンサルティング 中島 和人

デジタル・ディスラプションという言葉をご存じでしょうか。よく事例として「カメラ」が紹介されます。1990年に登場したデジタルカメラは、フィルムカメラにはなかった、撮った写真をその場で確認できるという新たな魅力ある価値を消費者に提供することにより、市場を席卷し、新たな顧客をさらに獲得することにより市場を何倍にも拡大しました。しかしそのデジタルカメラもスマートフォンの登場によって販売台数は急落し、スマートフォンは、その高い携帯性から写真を撮る人をさらに増加させています。

このように「低コストのITツールやテクノロジーを活用して、新たなビジネスモデルを用いて商品・サービスを提供し、旧来型の産業・業界に創造的破壊を起こすこと」を**デジタル・ディスラプション(崩壊)**と言い、そのプレイヤーをデジタル・ディスラプターと呼んでいます※¹。配車サービスのUber（日本では苦戦していますが）や民泊施設の貸し手と借り手のマッチングサービスを行うAirbnb、そして今や総合小売業となったAmazon.comはその代表的な企業です。

なぜこれらの企業は旧来の産業・企業をディスラプトさせるほどの力を持つのでしょうか。それはより高い価値を顧客に提供することができるからです。その高い価値には①コストバリュー、②エクスペリエンスバリュー、③プラットフォームバリューの3種類があるとのこと。

その内容はUberを例にとれば、①コストバリューは、いつでもどこでも手軽にスマートフォンを使って配車サービスを受けられ、さらにサービスを受けるエリアの需給関係から計算される料金が、従来のタクシーと比べお値打ちな金額といった点があります。②エクスペリエンスバリューは、車種やグレードの選択も可能。またドライバーに目的地を説明する必要もなく、支払いも事後のカード決済の為、現金の受け渡しというリスクも煩わしさもありません。③プラットフォームバリュー(基盤価値)は、世界の主要都市で利用が可能。またサービスの品質を高める仕組みとして、ドライバーと利用者相互による評価システムを構築しています※²。再度繰り返しますが、価格を始めとし既存企業が持たない、顧客にとってより高い価値をデジタル技術とインフラによって提供出来ることが破壊的な影響を与える理由です。

またこのディスラプションは、タクシー業界に留まらず、他の交通機関や交通機関の駅周辺の小売店、さらに運転手がモノも運ぶようになれば運送業者にも影響を及ぼし、ひいては車の販売にも影響を及ぼしかねません。これは注目すべき点であり、デジタル・ディスラプションの進展は「すべての業界に影響を与える」と言う論者もいます。対策は今すぐに着手すべきなのかもしれません。

※¹ 「デジタル・ディスラプション時代の生き残り方」
大前研一 プレジデント社 2018年

※² <https://dcross.impress.co.jp/docs/column/column20171110-01/000222.html> より

今さら聞けない「フィンテック」とは

株式会社コスモシステム 佐藤 修

フィンテック（F i n t e c h）は3年くらい前からよく見聞きするワードですが、金融のファイナンス（F i n a n c e）と技術のテクノロジー（T e c h n o l o g y）を組み合わせた米国発の造語です。

代表的な事例としては、スマートフォンでクレジット決済ができる「モバイル決済」や家計簿を自動で作成することができる「クラウド会計ソフト」、ロボアドバイザーと呼ばれる「A I（人工知能）による投資助言サービス」などがあります。また、最近なにかと話題の「仮想通貨」もフィンテックサービスです。

余談ですが、ガラパゴスと揶揄（やゆ）されてきた日本のI Cチップ内蔵の携帯電話（おサイフケータイ）もフィンテックの一種・先駆けと言われているようです。

フィンテックは、2008年のリーマンショックを契機に成長してきました。2014年には世界で約1兆4千億円の投資がフィンテック関連企業に集まり、一部では世界の金融システムを揺るがしかねないという警鐘の声も聞かれるほどです。

フィンテックの発展が著しい米国では、「ミレニアル世代」と呼ばれる若者が、フィンテックに関連するベンチャー企業を支えています。中国をはじめとするアジア太平洋地域でもフィンテックが急速に発展しており、日本でも銀行がI T企業と提携したりフィンテック対応部署を設けたりするなど、積極的

にビジネスに取り入れ始めています。

フィンテックサービスの多くはブロックチェーンと呼ばれるI C T（情報技術）に支えられています。ブロックチェーンの最大の特徴は、分散型台帳技術と呼ばれていてデータベースの一部となる台帳情報を共有化し、このシステム内に同一の台帳情報として共有できることが挙げられます。



逆にとらえれば、取引データを不特定多数のサーバーが記録・分散管理する仕組みであり、低コスト

でありながら改ざんや不正を見破りやすいという利点があります。また、一つのサーバーがダウンしても他のサーバーが補完するため、理論上は取引が中断されることもありません。一方で、中央的な管理機関がなく、金融当局の監視が及ばないため、マネー・ロンダリングなど犯罪行為の温床になるという問題も生じています。

私自身は、おサイフケータイも使っていませんし、最近財布を新調したばかりですが、近い将来財布は不要になるかもしれませんね。

<参考資料：すべてW e b上>

「コトバンク」「富士通総研」「ブロックチェーンの仕組み～初心者のためのわかりやすい解説～」 「ferret.comニュース 2017年7月24日 臼杵優」

民法改正（５）法定利率

弁護士 長谷川 留美子

民法改正シリーズ第５回は、法定利率を取り上げます。

法定利率とは、例えば、お金を貸すときに利息を支払う約束があるのに利率を決めていなかったときの利率として使われたり、債務不履行に基づく損害賠償金や交通事故の損害賠償金などがすぐに支払われないときの遅延損害金の利率として使われたり、消費者金融の過払金など不当利得返還請求権について法律の規定によって発生する法定利息などの利率として使われたりするもので、現在の法律では年５パーセントと決まっています。

ところが、近時の低金利やマイナス金利の世の中では、法定利率が年５パーセントに固定されているというのはあまり合理性がありません。そこで、改正法では、改正当初の法定利率を年３パーセントとすると同時に、３年ごとに変動させることにしました。

また、従来、商行為によって生じた債権（商事債権）の法定利率は年６パーセントとされていましたが、この規定が削除され、民法の規定に統一されました。つまり、商事債権では法定利率が６パーセントから３パーセントに半減します。

３年ごとに法定利率が変動すると、具体的な場面において、いつの法定利率が適用されるのか問題となります。改正法では、利息を生ずべき債権について、別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率によることとされ

ました。つまり、最初の利率で固定されます。従って、３年ごとの法定利率の変動と連動させるためには、特約が必要です。

改正法が具体的に実務にどう影響するのかわかるのですが、例えば、交通事故の損害賠償金は、事故時から遅延損害金が発生しますので、この利率が改正当初は５パーセントから３パーセントに減少することによって、賠償金は減少します。一方、事故による後遺障害の逸失利益（後遺障害があることによって将来の収入が減少する分）の賠償請求においては、将来得られるはずの収入について現時点で賠償を受けるために中間利息が控除されますので、この利率が下がることによって、得られる賠償金が増加します。

また、３年ごとに利率は変動しますので、「その利息が生じた最初の時点」すなわち事故時の法定利率が何パーセントなのか、知る必要があります。さしあたり、改正法の施行日前日の事故は年５パーセント、施行日の事故は年３パーセントという、大きな違いが出てしまいます。事故の発生日は選べませんので、１日違いでこの差が生じるのは理不尽な感じかもしれませんが、致し方ありません。

(随想)

官僚の劣化をとめさせよう！

センター会長 杉浦 正康

米大リーグの開幕と同時に一躍ヒーローになった「元日本ハム球団」の大谷翔平選手はピッチャーとバッターの二本だては無理だという大方の予想を見事に覆して、歴史に残る偉業を達成し、世界中の野球ファンを魅了しました。どれだけ賞賛しても足りないくらいの素晴らしい業績です。もちろん本人も「出来過ぎです」と言っていますが、誰しもが稀に見る彼の才能に脱帽を禁じ得なかったのではないかと思います。

大谷翔平選手だけではなくスポーツの世界では冬季五輪でもそうでしたし他の諸大会でも同様で、いまや日本の若者は世界を舞台にして大活躍をしているのが見てとれます。それらを見ていると日本の将来は明るいとの実感に浸ることが出来ます。

それに引き換え政治の世界に目を移しますと、「森友学園問題」や「加計学園問題」への政府の対応を見る限り、主として安倍総理の責任でしょうがまことに目を覆いたくなるような情けない状況です。先日この欄で「政治の劣化」を指摘しましたが、今度は「官僚の劣化」を問題にしなければなりません。

かつて平成10年に発覚した「大蔵省接待汚職事件」（いわゆる『ノーパンしゃぶしゃぶ事件』）と言われて大騒ぎになった汚職事件を覚えてみえる方も多いと思いますが、この事件では大蔵官僚4人、大蔵省出身の証券取引等監視委員会の委員1人、日本銀行1人、大蔵省OBの公団理事1人の合計7人が逮捕・起

訴されました。いずれも執行猶予付きの有罪判決が確定しましたが、それ以外にも相当数の官僚が引責辞任に追い込まれました。これがその後大蔵省の解体にもつながった一つの要因だったと言われています。（現在は「財務省」になっています。）

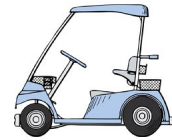
今回の「森友学園問題」や「加計学園問題」をめぐる財務省官僚のまことにみっともない文書改ざんや言い逃れを目にして、つい以前の「ノーパンしゃぶしゃぶ事件」という不祥事件を思い出したわけです。しかし今回の財務省官僚の場合はもっと構造的な問題が根本にありますので事柄はさらに深刻です。と言いますのは、安倍内閣では官僚の人事権を内閣府が一元的に握ってしまったために総理をトップとする内閣府に対する「忖度」が日常茶飯事になってしまったということです。自分の出世に関わることですから、「こうやる方が正しい」と思ってもどうしても自己の主張を抑えて任命権者の都合に迎合するようになるからです。かつて文部科学事務次官だった前川氏が「あったものをなかったとは言えない」と主張して持論を翻さなかったことで事実上辞めさせられてしまったのが典型です。

前川氏のような骨がある人ばかりではありませんので殆どの官僚は人事権を持った人間に迎合せざるを得なくなります。そのため事実として官僚たちの世界でも劣化が進んでしまっているのです。日本の前途を明るくするために是非この状況を打破したいものです。

康友会ゴルフ同好会

第268回 例会成績

平成30年4月11日(水)
ナガシマカントリークラブ



<次回開催>

平成30年7月4日(水)
瑞陵ゴルフ倶楽部

順位	氏名
優 勝	杉浦 康晴
準優勝	藪井 篤
3 位	荒井 栄児

取り切り戦	
優 勝	杉浦 康晴
準優勝	荒井 栄児

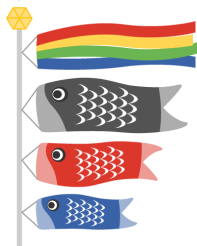


他参加者 足立文夫、石橋卓治、古田益三
(順不同、敬称略)

5月、6月の税務・労務

5月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
- 15日◇特別農業所得者の承認申請
- 31日◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付
 - ◇平成29年分所得税延納分の納付
 - ◇平成30年3月決算法人の確定申告、9月決算法人の中間申告
6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告(400万円超)
 - ◇平成30年3月決算法人の事業所税申告及び納付
 - ◇市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知
 - ◇自動車税の納付
 - ◇鉦区税の納付



6月の税務・労務

- 11日◇源泉所得税の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
 - ◇納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額の納付
- 15日◇税務署長から平成30年分所得税の予定納税額の通知
- 7月2日◇平成30年4月決算法人の確定申告、10月決算法人の中間申告、7月・10月・1月決算法人の消費税中間申告(400万円超)
 - ◇平成30年4月決算法人の事業所税申告及び納付
 - ◇個人住民税第1期分の納付
 - ◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届の提出(期限=支払後5日以内)





ご案内

●康友会からのお知らせ

【無料法律相談日(予約制)】

平成30年 5月 16日 (水)
 平成30年 6月 18日 (月)
 平成30年 7月 24日 (火)
 弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

平成30年 5月 16日 (水)

「うちの癒やし系」紹介 ～早川 毅 編～



うちの癒やし系フウちゃんです。10年以上いっしょにいますので、このように見つめられると何をしたいかわかるようになりました。だいたい「アタシのご飯はまだなの？」なんですけどね(笑)

☆表紙の写真募集☆



葵総合経営センターではセンターだよりの表紙に掲載する作品を募集しています。

撮影された写真はもとより、陶芸や生け花、絵画など様々な作品を募集しております。(こちらから撮影に伺うことも可能です。)

自薦他薦は問いません。ご応募はお気軽に担当者、右記の電話番号へご連絡ください。

◎休日のお知らせ

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

★税務・労務・経営・法律に関することなら
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴
 税 理 士 杉浦 正康
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子
 特定社会保険労務士 都築 玲香
 特定社会保険労務士 松原 里美

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは
 葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

早川 毅 近川純那 中島和人 小林浩子
 加藤紀男 都築玲香 山田真義 張本美佳

4月に就職や異動をされた方は、新たな環境に慣れた頃でしょうか？

そろそろ疲れが出てきて、体調がおかしいと感じる方もいらっしゃるかもしれません。

季節の変わり目は体調を崩しやすいものです。

体調管理には十分お気を付け下さい。

小林 浩子

